

資料2

研究評価委員会分科会の公開について

分科会は、「NEDO技術委員・技術委員会等規程」第2条第1項に基づき、原則公開とする。ただし、同条第2項に基づき、分科会長が必要と認める場合、分科会を非公開とすることができる。

なお、運用として、下記の通りとする。

- (1) 議事録（記名）については原則として会議終了後1ヶ月以内に作成し公開する。また、議事要旨については、原則として1週間以内に作成し、公開する。
- (2) 配付資料は、原則として公開する。
- (3) 傍聴については、委員会の運営に支障をきたさない範囲において、原則として認める。
- (4) 委員会開催日程については、事前に周知を図るものとする。
- (5) 知的財産権の保護の上で支障が生じると認められる場合、又は自主的企業活動に影響を及ぼすおそれのある場合等については、分科会長の判断により、分科会を非公開とすることができる。

この場合、公開される議事録、議事要旨には分科会が非公開となった事由に相当する部分は含まないものとする。